反社会的勢力等に対する基本方針 Ver.1-1

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対して以下の基本方針を定め、反社会的勢力等との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

1. 当社は、反社会的勢力等による不当要求等がなされた場合には、担当者に任せることなく会社全体として対応を行います。また、役職員の安全を確保します。

2. 当社は、反社会的勢力等による不当要求等に備えて社内の体制を整備するとともに、警察・弁護士等の外部専門機関と綿密な連携関係を構築します。

3. 当社は、反社会的勢力等に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力等による不当要求等は拒絶します。

4. 反社会的勢力等による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 反社会的勢力等による不当要求等が当社や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。
 また、反社会的勢力等への資金提供は、絶対に行いません。

＜変更・廃止手続＞

本方針の変更及び廃止は、代表者および取締役の決議により行います。

＜附則＞

本方針は、２０１６年４月１日から適用します。

制定 ２０１６年3月３１日

反社会的勢力に関する誓約書兼照会同意書

1. 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
 (1) 暴力団
 (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過しない者
 (3) 暴力団準構成員
 (4) 暴力団関係企業
 (5) 総会屋等
 (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 (7) 特殊知能暴力集団等
 (8) その他前各号に準ずる者及び団体

2. 私（個人・法人・団体）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。
 (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
 (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
 (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

3. 私（個人・法人・団体）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。
 (1) 暴力的な要求行為
 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為
 (5) その他前各号に準ずる行為

4. 私（個人・法人・団体）は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴社との取引の拒絶もしくは取引の解除を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

5. また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴社が専門機関（各県警察・各県暴力追放運動推進センター等）に照会することについて同意します。